

2019年度 船橋市学童保育連絡協議会総会議案書

日時 2019年6月30日(日)9時15分～11時30分

場所 船橋市海神公民館

I. 2019年度子どもたちの豊かな生活をめざす基本目標

1. はじめに - 私たちの願い
2. 私たちのめざす基本的な目標
 - (1) 放課後ルームの質の確保・向上をめざして
 - (2) 小一の壁
 - (3) 待機児童の解消
 - (4) 障がい児の受け入れに必要な指導員の配置について
 - (5) 大規模問題の解消
 - (6) 指導員をめぐる問題
 - (7) 安全対策
 - (8) 父母会活動への援助、かかわり
 - (9) 放課後児童クラブ運営指針について
 - (10) 放課後子供教室事業について
 - (11) おやつについて

II. 2019年度船橋市に対する具体的な要望(別紙)

III. 要望を実現するためのアクションプログラム(行動計画)

- (1) 指導員処遇改善のために
- (2) 担当課懇談会
- (3) すべてのルームに父母会を
- (4) 保護者懇談会に積極的に参加しよう
- (5) がくどうまつり
- (6) 学習・交流活動
- (7) はじめての放課後ルーム
- (8) ホームページの充実とメール連絡網の整備
- (9) 他団体との協力共同
- (10) 2019年度役員体制 定例会
- (11) 年間スケジュール

IV. 資料

- (1) 2018年度活動経過



I. 2019 年度子どもたちの豊かな生活をめざす基本目標



1. はじめに - 私たちの願い

(1) つながろう

私たち船橋市学童保育連絡協議会（以下、市連協）は学童保育を考える市内唯一の独立・中立の団体です。市内の学童保育（放課後ルーム）とその取り巻く環境を良くするためにできるだけ多くの人とつながり、思いを共有したいと思っています。

市内の放課後ルームにはまだ父母会のないところがあります。あっても役員決めに苦勞し、活動が低迷しているところもあります。市連協では地道に各父母会の設立や活動を支援し、情報を提供していきます。

(2) 助け合おう

保護者たちは毎日子育てに悩み、仕事に疲れ、時間に追われています。そんな中で保育園の保育士さん、放課後ルームの指導員さんの励ましに何度救われたことか、心当たりのある保護者は多いのではないのでしょうか。父母会の役員をやると他の児童とも顔見知りになります。「あ、〇〇ちゃん（くん）のママ（パパ）！」声をかけてくれる子のなんと可愛いことでしょうか。自分の子ほどではないかもしれませんが、自分の子の他にそのような「地域の子」を授かるのは大変な幸せです。急な残業の時、お迎えをお願いできるママ友も見つかります。指導員や園長とつながり、保護者同士が父母会の場でつながると、子どもたちを大人の集団で育てることができます。

集団で子育てができる場、それが学童保育です。父母会に参加し、「孤育て」から抜け出しましょう。

(3) 安心・安全な放課後を

2005 年前後に児童が標的となる痛ましい犯罪が相次いで大きく報道されたことで、放課後の安心・安全を守る学童保育の役割が全国的に注目され、それまでは「鍵っ子」となるのが当たり前だった留守家庭児童の申し込みが急増しました。また 2011 年 3 月の大震災では首都圏でも帰宅困難者が相次いでいても、放課後ルームの子は最後まで保護されたことを受け、ますますその役割が注目されています。働く親にとって、もし安心・安全でない学童保育というものがあつたらそれは利用する意味はなく、それは学童保育ではありません。大けがの対応、不審者・犯罪者への対応、災害への対応の 3 つとも、まだまだ不十分です。市には継続的に改善を求めています。

(4) 働く親の支援だけでなく子どもたちの健全な育ちを

待機児童の解消は保護者にとって切実な願いですが、大規模問題は、子どもたちにとっては最大の問題です。子どもたちは家庭にいるよりも学校にいるよりも長く学童保育で暮らします。子どもたちはただ預けられる存在ではなく、ここで生活をし、異年齢集団で様々な体験をし、心に感じ、そして大きく成長していく場なのです。大部屋に詰め込まれてストレスの多い生活をした子は、一生その負荷を背負っていくことになると言っても過言ではありません。子どもたちが自ら望んで楽しく通い、かつ多くを得て成長するために、放課後ルームの大規模化抑制（分割）と質の向上を求めています。

(5) 指導員が長く働けるルームに

指導員は子どもたちの育ちを見守るだけでなく、ときには保護者の悩みにも手を差し伸べる、専門性の高い職業です。多くの指導員が専門性を磨き長く働けるようになることを願い活動します。

2. 私たちのめざす基本的な目標

(1) 放課後ルームの質の確保・向上をめざして

厚生労働省は、2014年4月30日「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を省令で定めました。船橋市でも、「船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が制定されました。(2014年6月30日)今まで基準がなかった学童保育にとっては、画期的な成果です。

省令・条例では、「放課後児童健全育成事業の一般原則」として、学童保育の目的・役割が明記されています。

- 1 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

私たちは、この目的・役割がすべての関係者の共通認識となり、そして子ども達の放課後が豊かで楽しい場所になるように、引き続き努力していきます。

(2) 小一の壁

新入生の子ども達は、入学式よりも前の4月1日から放課後ルームに通います。保育園は午前7時開所でしたが、放課後ルームは、午前8時開所。しかも、給食は出ないので保護者はお弁当を作らねばなりません。8時の出発では出勤時間に間に合わない保護者もいます。いきなり、1時間の時間差に苦慮しなければなりません。

指導員の勤務形態など、解決しなければならない課題がありますが、開設時間の前倒しは、保護者からの強い要望でもあります。

国は、「小1の壁」の解消に向けて「職員（常勤的非常勤1名）を配置するための追加費用を支援する」とし、消費税を財源とした施策を実施しています。

市連協では、常勤指導員の配置や非常勤職員(2020年度からは会計年度任用職員)の待遇改善を要求するとともに、開設時間の前倒しを要望していきます。

(3) 待機児童の解消

2019年4月入所は、5,480名でした。昨年からは161名の増です。学年別に見ますと、高学年が2017年から急増しています。

※2017年度から高学年の扱いが変更になりました。

放課後ルームは、定員の2割増しまで入所が許可されます。

変更前 2割増しは低学年だけが対象。つまり、定員超過のルームでは、高学年は入所不可。

変更後 2割増しはすべての学年が対象。

表 在籍児童数、待機児童数の推移

年度	在籍			待機			放課後子供教室	増設
	1～3	4～6	合計	1～3	4～6	合計		
2014	4057	320	4377	124	211	335	モデル5校で実施	4ルーム
2015	4311	413	4724	198	273	471	半数で実施	なし
2016	4353	431	4784	131	196	327	全小学校で実施	3ルーム
2017	4327	624	4951	74	67	141		8ルーム
2018	4542	777	5319	57	155	212		10ルーム
2019	4710	770	5480	77	269	346		4ルーム

在籍児童の推移から判ることは、放課後子供教室の実施は、放課後ルームの在籍児童数に、ほとんど影響を及ぼさないということです。逆に高学年の入所が急増しており、ルームのニーズが高いことを示しています。

船橋市は、放課後子供教室の実施により、放課後ルームの利用者が減ることを期待し、ルームの増設を抑制してきましたが、その判断が間違っていたことが、明確になっています。

2017年度から、ルーム増設の方向に転換しましたが、残念ながら下記の表の18小学校では、3年生以下での待機児が発生しています。また、待機児には学区外のルームに入所できた児童は含まれません。(葛飾→行田西 宮本→峰台など)また、「激戦区」では初めからあきらめて申し込みしない世帯もありますから、不許可通知を受け取ったいわゆる「待機児童」以外に、かなりのニーズが存在します。

低学年で待機が発生している小学校

ルーム名	定員	入所数	不許可数	うち低学年	
湊町	80	96	15	3	
宮本	164	196	31	2	2017年度増設
市場	156	187	12	4	2018年度増設
葛飾	169	202	31	4	2017年度増設
小栗原	181	216	20	4	2017年度増設
八栄	120	144	39	5	2017年度増設
二和	66	78	8	1	2018年度増設
法典西	108	129	17	2	2016年度増設
塚田	137	164	27	3	2018年度増設
行田東	70	84	3	1	
前原	115	137	21	1	2014年度増設

飯山満	114	135	6	6	2018年度増設
飯山満南	60	72	6	2	2017年度定員増
芝山西	40	48	25	15	2019年8月増設予定
薬円台	65	78	20	8	2019年8月増設予定
三山東	72	86	6	4	2012年度増設
習二	45	54	3	1	
坪井	130	155	41	11	2018年度増設

市連協では3年生以下での待機児が発生したルームの増設を強く求めています。当該ルームの父母会でも地域子育て支援課懇談会や個別の増設要望を通じて運動をする必要があります。市連協では父母会作りや運動の方法等も援助いたします。

待機ゼロにならないのは待機が出てから待機の多い順に増設を検討しているからです。

国は2019年度までに、全国約90万の定員を30万人増やす計画です。これを船橋に当てはめれば定員が6000人になります。2010年度の策定された次世代育成支援行動計画「ふなばし・あいプラン（後期計画）」では、2014年度の定員の目標は5164でした。つまり、目標通りに増設が実現していたならば、これほどの待機児は発生しなかったはずですが。

特に市場小の児童数の増加は、予測されていたにもかかわらず、何の対策もないまま2017年度は、低学年21名の待機になりました。

保育園の定員は、2015年～17年で2000人増が計画され実行されています。2年前の保育園待機児1,067人が375人までに減っています。当然ながら、それを見越した増設が必要とされています。

放課後ルーム定員数 計画と実績

	2016年度 28年度	2017年度 29年度	2018年度 30年度	2019年度 31年度
子ども子育て支援事業計画	4,981	5,041	5,041	5,041
総定員数 実績	4,672	4,969	5,212	5,307
待機児童数(3年生以下)	131	74	57	77
3年生以下で 待機が出たルーム	小栗原 宮本 若松 葛飾 中野木 三山 二和 塚田 市場 法典東 坪井 八栄 金杉台	船橋 市場 海神南 小栗原 八栄 二和 塚田 行田東 中野木 飯山満 三山 習二	船橋 湊町 宮本 海神南 小栗原 八栄 高根東 行田東 前原 中野木 飯山満南 芝山西 薬円台 三山 高二	湊町 宮本 市場 葛飾 小栗原 八栄 二和 法典西 塚田 行田東 前原 飯山満 飯山満南 芝山西 薬円台 三山東 習二 坪井
増設されたルーム ※移転による定員増を含む	法典西 二宮 八栄	飯山満南 宮本 西海神 海神 若松 葛飾 小栗原 中野木	若松 市場 葛飾 小栗原 八栄 二和 法典東 塚田 飯山満 坪井	市場 二和 中野木 高二 ※古和釜第1は実質閉鎖

子ども子育て支援事業計画

年度単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み(低学年)	4477	4270	4027	3970	3911
量の見込み(高学年)	613	576	540	551	553
①量の見込み(合計)	5090	4846	4567	4521	4464
②確保方策(合計)	4881	4981	5041	5041	5041
②-①	-209	135	474	520	577

実績

入所+待機(低学年)	4509	4484	4401	4599	4787
入所+待機(高学年)	686	627	691	932	1039
③入所+待機(合計)	5195	5111	5092	5531	5826
④入所児童数(合計)	4724	4784	4951	5319	5480
④-③	-471	-327	-141	-212	-346

(4) 障がい児の受け入れに必要な指導員の配置について

厚労省は「障がい児受け入れ推進事業」、「障がい児受入強化推進事業」で専門的知識を有する指導員の配置(対象児童が5名以上の場合は複数配置)を進めています。しかしながら船橋市の対応は、申し訳程度の加配にとどまっており、それも指導員不足で満たされていません。市は障がい児の受け入れにあたって十分な増員体制を組み、障がいの種類に応じた専門的な研修を複数回用意すべきです。

同時に、施設の改善もすすめなければなりません。

(5) 大規模問題の解消

大規模問題とは、一ヶ所に多くの子どもがいるために子どもが情緒不安定になったり、指導員が一人ひとりの子ども達に目が届かず、子どもに寂しさや不安感を与えたりと子ども達にとって深刻な問題なのです。そのためルームに行きたくないと言う児童が少なくありません。しかしながら保護者にもその認識は低く問題としての意識が低いのが現状です。

市連協では毎年改善要求をしてきました。必要性を認めながら新設ルーム以外では一向に改善しない市に対して、各父母会から各ルームの実情にあった増設を含め分割や分離の方法を提案していきましょう。国のガイドラインは「おおむね40名程度が望ましい」であり、省令でも「支援の単位を構成する児童の数」を「おおむね40名」としています。

2009年度以降に増設されたルームでは、面積基準が児童1人当たり1.65㎡(従来は1.5㎡)に、1割だけ改善されました。国の基準と同じ数字に見えて実は台所・トイレ・収納、指導員の事務机など児童が遊びや休息に使用できないスペースも含まれ、指導員が人数に入っていないなど、1割改善したとはいえ全国的に見て見劣りする基準です。増設するルームだけでなく、既存の定員数が多いルームのうち待機の出るおそれのないルームから順次面積基準を変更していくべきです。

(注)2014年厚労省は「専用区画に、事務室、便所等は含まない」という通達を出しましたので、2015年度以降増設されるルームから基準が変わりました。

指導員をめぐる問題

放課後ルーム指導員は、放課後ルーム支援員291人と放課後ルーム補助員139人が配置されています。

市連協や指導員組合による粘り強い要望の結果、指導員不足を解消するということで、2015年度から支援員、2017年度から補助員の単価が増額されました。前年よりも応募者が増加したとみられ、一定の効果がありました。

それでもなお、支援員74名・補助員195名の不足が生じています（事故対応非常勤5名を除く）。
指導員不足の推移

年度	支援員	補助員A	補助員B	配置不足
2016	52	116	8	124
2017	33	59	18	77
2018	64	131	5	136
2019	74	163	32	195

補助員A 不足の内訳

支援員欠員の補てん 34人不足 児童数による加配 41人不足

障がい児加配 81人不足 施設加配(施設が2階建ての場合) 7人不足

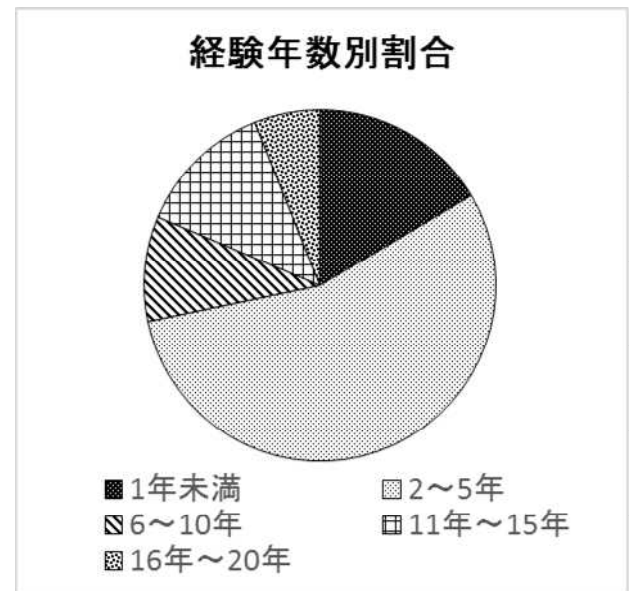
※支援員の不足は、補助員Aで補われることとなります。従いまして、配置不足は、補助員A+補助員Bとなります。

また、支援員の経験年数別構成は6年未満が7割を占めており、「長く働き続ける職場」にはなっていません。（グラフ参照）（2019年4月1日現在）

放課後ルームの質を向上させる前提として、さらなる指導員の労働条件の改善が必要です。

2015年度よりスタートした新制度の目玉として「資格研修」があり、県がおこなう研修会に支援員は順次研修を受けています。研修は勤務扱いとされていますが、午後まで実施されるため、人員不足の現場を離れることが難しくなっています。

資格研修は質の向上につながることに期待するものであり、安心して研修を受けられる職場環境の実現が求められています。



指導員の呼称と勤務日

	呼称	勤務日
非常勤職員	放課後ルーム支援員	週5日勤務(火、木、金の1日が週休日)
非常勤職員	放課後ルーム補助員A	月～金 週5日勤務
非常勤職員	放課後ルーム補助員B	支援員の週休日と土曜日 週4日勤務
臨時職員	三季パート補助員	長期休業期間の月曜日～土曜日の間で週3～6日

指導員不足により、夏休みの勤務状況は過酷なものになっています。以下の表は 2018 年夏休み(8月)期間の勤務実態 残業が多い 10 人の支援員の勤務時間の分布です。

単位:日数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
6時間勤務						2		2	2	3
6時間超		3		1	1		1		1	1
7時間超	1					1				
8時間超	1	1	3	3	4	1	3			2
9時間超	3	3		1	1	7	4	4	5	10
10時間超	14	7	18	17	16	12	11	15	12	5
11時間超	5	9					2		1	2
12時間超										
休暇			2	1	1	1	2	1	2	1
勤務日数	24	23	21	22	22	23	21	21	21	23

(6) 安全対策

2011年の3月11日に東日本大震災が発生しました。帰宅困難となった保護者も多くルームで不安な一夜を過ごした児童も多くいました。こうした大災害の中、通信機能が混乱し、電話も不通となり、メールも届きにくい状態になりました。私たちを含め市もこの様な事態を想定していませんでした。

こうした状況で、市は防災無線、PHS 電話機の配備をすすめました。この対応を評価します。

南関東の直下型大地震はいつ発生してもおかしくありません。今後の災害時に於いても連絡が取れないことを想定して各ルームでの具体的な「対策マニュアル」の策定は急務です。特に学校や保護者との連携は欠かせません。非常時に必要なルームの備品の事は当然、対策マニュアル策定に当たってはルーム毎に小学校職員・指導員・保護者と緊急時の対策に向けてお互いの役割分担を話し合う必要があります。

また対策の一つであるルーム毎のメール配信機能ですが、年に2～3回の安否確認の訓練が必要だと考えます。また学校の緊急連絡メール網に、指導員が登録できるように要望します。

(7) 父母会活動への援助、かわり

父母会活動の基本は保護者の要望にもとづいて、ルームが良くなるように行政などに働きかけることです。

上記のように放課後ルームには様々な問題が山積しています。また東日本大震災では保護者が翌日には帰宅出来ましたが直下型の震災では帰宅するまで何日も掛かる事が想定されます。ご存じのように東

北地方では、1週間以上連絡が取れず家族の安否確認が出来ない状態でした。こうした連絡すら取れない事態では普段から保護者同士交流を深め、緊急時には帰宅出来ない保護者に代わって子供を預け合う事も必要です。

その為にも父母会活動の重要性を認識し助け合いのできる環境を作っていきましょう。行政は父母会の「要望」に対しては厳粛に扱います。それは個々の問題ではなく民意だからです。

また、国は「放課後児童クラブガイドライン」には「保護者自身が互いに協力して子育ての責任をはたせるような支援」とあり、保護者との連携を強く要請しています。子育てを行うのは私たち親自身です。子どもたちのより良い放課後生活環境作りを私たち自身も協力し合って参加しましょう。

ルーム主催の保護者会についてもルームの説明会や長期休暇の事務連絡だけではなく、毎月1回子ども達の生活の様子を伝える場として活用するように市に要求します

(8) 放課後児童クラブ運営指針について

2015年4月1日、今までの「放課後児童クラブガイドライン」を見直した、放課後児童クラブ運営指針（以下「運営指針」）が策定されました。運営指針には、保護者の視点に立って具体的に様々なことが明記されています。

記載内容抜粋

・保護者及び保護者組織との連携

(1) 放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。

(2) 保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

・学校との連携

(1) 子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。

(2) 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。

(3) 子どもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。

この運営指針を全ての関係者が理解し、目的を共有し具体化することが求められています。

(10) 放課後子供教室事業について

2014年6月より、船橋市は放課後子供教室を開始しました。初年度はモデル事業として5か所で始まり、2016年の6月からは全54校で開始されました。所轄は教育委員会総務課で、空き教室等を使っておこなわれます。

放課後の子供の居場所作りとともに、放課後ルームの待機児解消がねらいとされていましたが、放課後ルームを利用する児童数には、大きな影響はありませんでした。子どもたちの放課後の居場所作りとしては大いに評価するところです。一方、後述するように子供教室事業と学童保育事業の一体運営がすすめている自治体もあります。

事業の推移に注目し、放課後ルームの機能が低下することのないよう働きかけていきましょう。

放課後ルームと放課後子供教室の一体運営には反対です。

一体的な運営とは、放課後ルームと『子供教室』事業を同じ施設とスタッフでおこなうことを指しています。独立した場所で専任のスタッフがそれぞれの事業を実施し、お互いに連携することが、あるべき姿だと考えます。特に、学童保育の専用室・専用スペースに対する「児童1人当たりおおむね 1.65 m²以上」の基準は守られなければなりません。また、17:00からの「おやつ」と宿題では、生活のリズムが狂ってしまいます。

江戸川区の学童保育「すくすくスクール」は、2004年から『子供教室』事業と一体化された運営がされています。江戸川区は、「すくすくスクール事業は児童福祉法によらない江戸川区独自の事業である」として、学童保育の看板を下ろしてしまいました。

板橋区も、反対する保護者や指導員の署名活動を無視し、2009年から順次、従来からある学童保育「あいキッズ」を、放課後子供教室と一体化した「新あいキッズ」に衣替えして2015年から全小学校で実施しています。一般登録に当たる無料の「さんさんタイム」と、働く家庭のみ登録できる有料の「きらきらタイム」に、時間帯で分かれています。

さらに、千葉市も、2017年から、千葉市の学童保育である「子どもルーム」事業を放課後子供教室と一体化する試みを、稲毛区内の稲浜小学校でスタートしました。

2014年3月20日 安倍総理は女性の働きやすい環境を整えるため、文部科学と厚生労働の両省に対して、学童保育事業を質・量ともに改善するよう指示しました。具体的には、文科省の「放課後子供教室」と、厚労省の「放課後児童クラブ」が並存する現状を見直し、一体で運用する方向です。しかしながら、「一体運用」が量の改善につながるとしても、質の改善につながらないことは、先行実施の自治体の例を見れば明らかになっています。

私たちは、放課後ルームと放課後子供教室が独立した事業として発展し、ルームの指導員、子供教室のコーディネーター、そして学校の教員が連携して、児童の放課後を守るべきだと考えます。

放課後ルームは、宿題をやったり遊んだり、疲れたら休息し、おやつを食べる。そんな生活の場です。休息スペースなし、着替え置き場なし、17:00過ぎのおやつでは、子ども達の生活を守ることはできません。船橋市は、両事業を独立して運営し、両方を行き来する子どもに配慮しています。私たちはこれが維持されることを望みます。

放課後ルームと放課後子供教室の比較

	放課後ルーム	放課後子供教室
対象	放課後家庭で子どもだけになってしまう小学生	小学生
目的	遊びと生活の場を用意して、子どもたちの心身の発達を促していくこと	子どもたちの活動拠点(居場所)を確保し、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援
定員	あり	なし
出欠確認	あり 予定の児童が来ないと保護者に連絡。	なし 児童本人が受付で記録する。 予定の児童が来なくても関知しない。
指導員(スタッフ)	入所児童数に応じた加配	3人 病欠の場合でも補充無し
施設	専用施設	学校施設
開設時間(平日)	12:30～19:00	放課後～17:00
開設時間(学校休業日) 日曜・祝日・年末年始は休み	8:00～19:00	9:00～17:00(土曜日休み)
おやつ	あり	なし
水分補給	あり	自己責任(水筒持参)

(11) おやつについて

昨年度の予算案で、唐突に「おやつ」の公金化と業者委託が提案され、予算案が承認されました。

公金化の理由は、「現金事故」の防止と支援員の業務軽減と説明されています。残念なのは、公金化の検討の過程

で、支援員からのヒアリングや、保護者からの意見聴取がなかったことです。

- ・10月以降、育成料は10,000円になりました。おやつを頼まない場合は、8,000円となります。

- ・1日3品程度＋麦茶を提供

- ・原則週1回の配送。以下のルームは、週2回。

湊町、峰台2、海神2、海神南、小栗原1、八栄1、八木が谷、法典1、法典2、行田東、中野木1、習志野台第2

- ・土曜日欠席の場合、翌週の月曜日に持ち帰り。土曜日以外の欠席の場合は「権利放棄」

制度の変更後、量と質が低下しているという意見が多く寄せられました。市連協では、制度の改善を要望し、保護者の意見を広く調査することを求めました。結果、500名を対象とするアンケート調査が実施されました。

市連協では、子どもたちの「おやつ」の質や量が低下することなく、支援員の業務軽減につながるよう要望を続けていきます。

Ⅱ 2019年度船橋市に対する具体的な要望

別紙

Ⅲ. 要望を実現するためのアクションプログラム（行動計画）

（1）指導員処遇改善を求める活動

地方公務員法等の改正によって来年度から実施される「会計年度任用職員」について、4月下旬に提案がされ、組合として交渉がすすめられています(7月4日市長交渉が最終)。

提案では新たに期末手当(年2.6か月)の支給、昇給制度が導入され一歩前進しました。

しかし、時間単価が現行1,560円から1,427円(月額で約16,000円)ダウンであり、年収では2020年度75,000円 その後の年度210,000円のアップとなります。

年収では多少の増額になるものの、月額的大幅ダウンで生活設計の変更を余儀なくされる事態となるため、少なくとも月収が維持できる水準になるよう組合は要求しています。

一方、合わせて「主任制度」の提案がありました。主任の役割は①放課後ルーム内の情報集約・整理、意見の取りまとめ ②対外的な窓口の明確化 ③園長との連絡調整 ④点検管理業務の最終確認であり、放課後児童健全育成事業に3年以上従事した支援員を資格要件として一般に公募して試験を実施して採用するとしています。

これまで課題となっていた「現場に責任者がいない」問題に答えたものと思われます。

時間単価は現行より低いことで各施設1名が埋まるのかどうか、仕事内容や責任の度合いについてまだ不明確で、来年度からどのような体制になるのか現時点で不透明です。

例年、船橋市保育問題協議会で統一要望書を提出し、副市長懇談を開催してきました。(1月か2月頃)。今年はこれの前倒し開催を要望し、処遇改善を要望します。

(2) 担当課懇談会

今年度も引き続き年2回の懇談会を開催します(6月と12月)。

懇談会では直接各ルームの問題を訴え、その早期解決に役立てて行けるようにします。また父母会が結成されていないルームや市連協に加盟していない父母会に対しても参加呼びかけをします。

○多くのルームからの参加があるように周知します。

○懇談の内容が実効性を持つよう、懇談会の運営を工夫します。事前に各父母会の要望を担当課に提出し、懇談がすすむようにします。

(3) すべてのルームに父母会を

国の定めた「放課後児童クラブ運営指針」では、放課後ルームは**保護者及び保護者組織との連携**し運営するように記載されています。放課後ルームでの生活時間は、就寝時間を除けば年間通して一番長い時間を過ごしています。その子どもたちの豊かで安全な放課後作りに父母が参加するのは、当たり前のことです。「預かってもらえれば良い」なんて言っている内に放課後ルームも大規模問題等の劣悪な環境で子どもたちは、生活を強いられているのです。一人では、何も出来ないと思っているでしょう。だからこそ父母と指導員が協力しあってより良い放課後ルーム作りに関わっていく必要があるのです。

また今回起きた大震災でも行政が非力な事は実証されました。東北地方の経験からいくら携帯電話を持っていても家族が1週間以上連絡の取れない状況になることも判りました。日頃より保護者同士の交流を深め、緊急時にはお互い助け合える様に話し合ひましょう。



(4) 保護者懇談会に積極的に参加しよう

各放課後ルームではルーム主催の保護者懇談会を行っています。残念ながら、保護者の参加が少なくそれを理由に開催を見合わせているルームもあります。

国のガイドラインでも保護者との連携で運営するように明記されています。子どもたちの生活の様子や相談、又は改善提案等、指導員さんと前向きに話し合うなど、誘い合って積極的に参加しましょう。

○各父母会のとりくみとして、保護者懇談会への参加を位置づけましょう。

○日頃より指導員との交流を積極的に心がけましょう。

(5) がくどうまつり

11月4日(日)にがくどうまつりを予定しています。

各ルームでの交流や遊びを一緒に作り上げていきましょう。

市民に向けて放課後ルームの存在を訴えて行きます。

○放課後ルームをPRできるようにします。

○参加者が楽しいとりくみとなる様なプログラムを提案します。

(6) 学習・交流活動

①輝け!ふなばしの子どもたち

2019年度は、2020年2月2日(日)に予定されています。実行委員会に役員を派遣し、他の団体との協力がすすむようとりくみます。

②第53回全国学童保育研究集会

2019年10月19日(土)~20日(日) 京都府で開催されます

③月刊誌「日本の学童ほいく」の購読

月刊誌「日本の学童ほいく」には、学童保育事業の動向や予算や日々の保育に役立つ身近な話題が満載です。今年度も、各父母会に1冊「日本の学童ほいく」を送付しますので、各保護者で回し読みする、指導員に手渡して紹介するなど各父母会での活用を御願います。

(7) はじめての放課後ルーム

市が正式に開催する放課後ルーム説明会は、入所の申し込みを許可された世帯を対象に入所直前の3月に各ルームで行われるもので、これからルーム利用を検討しようとしている未就学児世帯に必要な情報を提供するニーズに応えていません。そこで市連協では独立の立場から、前年のうちに放課後ルーム説明会を実施し、疑問を解消したり申込を検討したりする時間的余裕が持てるようにします。昨年は、海神公民館と二和公民館の2ヶ所で開催しました。約30世帯の参加があり、どちらも熱心に説明を聞いていただきました。

アンケートからは、「不安が減った」「分かりやすかった」「自分のイメージと違っておどろいた」など、大変積極的な感想が寄せられました。

本年も11月に2回開催する予定です。参加案内も広報ふなばしに掲載したり、チラシを保育園ルートなどで10月末には配布したりするなど、多くの方に周知できるよう準備します。

○内容は写真を使って子どもたちの生活の様子が分かりやすくするなどの工夫をします。

(8) がくどうキャンプ

2002年から続けられてきたがくどうキャンプですが、昨年度からはキャンプ指導員の確保ができないことから、実施できません。毎年多くの方から期待されている行事であり残念なことです。

キャンプ指導員が確保できなかった背景には、指導員不足のために休みが取れないこと、現場が大変でキャンプにとりくむ意欲にならないことなど、指導員をめぐる問題が深く関わっています。

(9) ホームページの充実とメール連絡網の整備

市連協のホームページに加え、スケジュールを新たな仕組みで広報します。

メール連絡網を整備し、確実な連絡を目指します。

(10) 他団体との協力、共同

千葉県学童保育連絡協議会、船橋市保育問題協議会に引き続き加盟し、市内、県内の運動との連携を図ります。また保育園父母会連絡会と情報交換・協働をすすめます。

① 千葉県学童保育連絡協議会（県連協）

県連協に市連協より常任幹事を送ります。

② 船橋市保育問題協議会

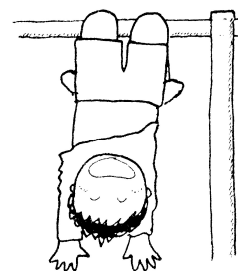
市連協は、船橋市保育問題協議会（市保問協）の活動に協力していきます。特に統一要望書を提出し、市長との懇談をめざします。

③ 輝け！ふなばしの子どもたち実行委員会

「輝け！ふなばしの子どもたち」に参加します。

④ 保育園父母会連絡会

未だ父母会がないルームが多く、なかなか父母活動が広がらないのが現状ですが少しずつではありますが父母会作りの活動が出てきています。今後も保育園父母会連絡会と連携して父母会のないルームに父母会づくりがすすむように働きかけていきます。また、現状では放課後ルームに入所出来るの



は、3年生までという場合が多く、長期的、継続的な運動ができづらくなっています。保育園保護者に放課後ルームの問題点や現況を伝え長期的な運動になるよう働きかけます。

⑤ 子育て応援メッセ 2019 in ふなばし

「子育て応援メッセ 2017 in ふなばし」にブース展示を行い、放課後ルームと市連協の紹介など広報活動を行いました。今年度も参加を目指します。10月14日(日)中央公民館。

(11) 2019年度役員体制 定例会

各父母会、保護者、指導員が連携して取り組みを進めるため、市連協組織を確立することは不可欠な課題です。

昨年度から、役員会は2月に1回とし、役割担当の分担を行います。別紙に今年度の役員候補を記載します。定例会も開催方法や内容を工夫し、多くの方が参加して良かったと思えるように努力します。

- 役員会は年間計画に基づいた活動を推進するとともに、その時々の特ピックスや課題に関して議論する場となるよう運営をします。
- 定例会は保護者同士や保護者と指導員の交流を中心とし、各ルームでの取り組みや課題について、参加者全員から報告してもらいなどして、参加したためになった、楽しかったと思えるような会議運営をします。ですから定例会には、各ルームより毎回違う方の参加も歓迎します。
- 定例会に多くの方が参加できるよう開催日を日曜日の午前中にします。また年間予定も決まっています。※公民館の予約の関係で、確定は3ヵ月前になります。例9月定例会の確定は6月末

(10)年間スケジュール (10月以降の定例会の会場は未定です。)

	市連協	その他
6月	21日 地域子育て支援課懇談会(市役所) 30日 総会(海神公民館)	14日 市保問協総会 30日 県連協総会
7月	7日 役員会(中央公民館) 28日 定例会(中央公民館) (未定)統一要望書提出(市役所)	
8月	25日 定例会(海神公民館) がくどうまつり実委	
9月	8日 役員会(中央公民館) 29日 定例会(海神公民館) がくどうまつり実委	
10月	(未定)統一要望書回答説明会(市役所) 27日 定例会 がくどうまつり実委	19~20日 第54回全国学童保育研究集会・京都
11月	3日がくどうまつり 10日 役員会10時 17か24日 入所説明会	
12月	15日 定例会10時 (未定)地域子育て支援課懇談会(市役所)	
1月	12日 役員会10時 26日 定例会10時	
2月	(未定)副市長懇談(市役所) 23日 定例会10時	2日 第28回輝け ふなばしの子どもたち (未定)第39回千葉県学童保育指導員学校
3月	8日 役員会10時 29日 定例会10時	
4月	26日 定例会10時 各父母会総会訪問活動	
5月	各父母会総会訪問活動 10日 役員会10時	
6月	(未定)地域子育て支援課懇談会(市役所)	

IV, 資料

(1) 2018 年度活動経過

	市連協	その他
6月	5日 役員会19時半 22日 地域子育て支援課懇談会（市役所）	17日 全国指導員学校南関東 22日 市保間協総会
7月	1日 総会 8日 役員会10時 22日 定例会10時 四役 27日 統一要望書提出（市役所）	1日 県連協総会
8月	26日 定例会 がくどうまつり実委	
9月	9日 役員会10時 30日 定例会 がくどうまつり実委	
10月	19日 統一要望書回答説明会（市役所） 28日 定例会 がくどうまつり実委	20～21日 第53回全国学童保育研究集会・神奈川
11月	4日がくどうまつり 11日 役員会10時 18日 入所説明会	
12月	16日 定例会10時 19日 地域子育て支援課懇談会（市役所）	
1月	13日 役員会10時 27日 定例会10時	
2月	7日 副市長懇談（市役所） 24日 定例会10時	3日 第27回輝け ふなばしの子どもたち 24日 第38回千葉県学童保育指導員学校
3月	10日 役員会10時 24日 定例会10時	
4月	21日 定例会10時 各父母会総会訪問活動	
5月	各父母会総会訪問活動 26日 役員会10時	
6月	21日 地域子育て支援課懇談会（市役所）	